

平成19年6月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成17年(行ウ)第18号 公文書非開示処分取消請求事件
口頭弁論終結日 平成19年3月20日

判 決

福岡市中央区警固二丁目17番26-305号

原	告	特 定 非 営 利 活 動 法 人
		市 民 オ ン ブ ズ マ ン 福 岡
同 代 表 者 理 事	児 嶋 研 二	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	名 和 田 茂 生	
	田 中 久 敏	
	大 神 昌 憲	
	岩 橋 英 世	
	田 中 謙 二	

福岡市博多区東公園7番7号

被	告	福 岡 県
同 代 表 者 知 事	麻 生	渡
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	西 山 陽 雄	
	中 山 栄 治	
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	市 丸 信 敏	
	甲 斐 田 靖	
	今 泉 忠	
同 指 定 代 理 人	小 川 諭 吉	
	吉 留 総	
	山 本 隆 二 郎	
	平 山 裕 章	

主 文

- 1 福岡県知事が原告に対し平成17年1月5日付けでした別紙文書目録一2記載の文書についての部分開示決定処分のうち、同目録三記載の部分を非開示とした部分を取り消す。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを3分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 福岡県知事が原告に対し平成17年1月5日付けでした別紙文書目録一1記載の文書（以下「本件補助簿」という。）についての非開示決定処分のうち、同目録二1記載の部分を非開示とした部分を取り消す。
- 2 福岡県知事が原告に対し同日付けでした同目録一2記載の文書（以下「本件メモ類」という。）についての部分開示決定処分のうち、同目録二2記載の部分を非開示とした部分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、福岡県内に事務所を有する団体である市民オンブズマン福岡が、福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号。平成9年福岡県条例第62号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）に基づき、本件条例の実施機関である福岡県知事（以下「知事」という。）に対し、本件補助簿及び本件メモ類を含む文書の開示請求をしたところ、知事が本件補助簿の全部及び本件メモ類の一部につき非開示処分をしたため、市民オンブズマン福岡の承継人である原告がその取消しを求めた事案である。

一 前提事実

1 当事者

原告は、特定非営利活動促進法に基づき平成11年10月1日に設立され

た、福岡県内に事務所を有する法人であって、本件条例5条1項2号による公文書の開示請求権者である。原告は、法人化する前は権利能力なき社団市民オンブズマン福岡として、同号による開示請求権を有していた。

被告の代表者である知事は、本件条例2条2項の定める、本件条例の実施機関である。

2 本件条例

本件条例のうち、本件に係る部分は次のとおりである（甲2）。

（目的）

第1条 この条例は、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、併せて情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加のより一層の促進を図るとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的とする。

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、県民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

（開示しないことができる公文書）

第9条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の定めるところにより、何人も閲覧することができる情報

ロ 公表を目的として作成し，又は取得した情報

ハ 法令の規定に基づく許可，免許，届出等に際して作成し，又は取得した情報であって，開示することが公益上必要であると認められるもの

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体その他公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，開示することにより，当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの。ただし，次に掲げる情報を除く。

イ 法人等又は個人の事業活動によって生じ，又は生ずるおそれのある危害から人の生命，身体又は健康を保護するため，開示することが必要と認められる情報

ロ 法人等又は個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生じ，又は生ずるおそれのある消費生活の安定に対する支障から消費者を保護するため，開示することが必要と認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって，開示することが公益上特に必要と認められるもの

三及び四 省略

五 県の機関又は国等の機関が行う取締り，監督，検査，許可，試験，入札，交渉，渉外，争訟その他の事務事業に関する情報であって，開示することにより，当該事務事業の実施の目的が失われ，その公正かつ適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ，その円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

六及び七 省略

3 本件請求に至る経緯

(1) 市民オンブズマン福岡は、平成9年1月8日、本件条例に基づき、別紙文書目録一1, 2記載の文書（以下「本件各文書」という。）を含む文書の開示を請求した。

これに対し、知事は、同月22日、本件各文書はいずれも本件条例2条にいう「公文書」には該当しないとの理由で、公文書不存在決定（以下「前処分」という。）を行った。

(2) そこで、市民オンブズマン福岡は、同年4月22日、前処分の取消しを求める訴訟（福岡地方裁判所平成9年(行ウ)第8号）を提起したところ、平成11年3月18日、本件各文書は公文書であるとして前処分を取り消す旨の判決が言い渡された。知事は、この判決を不服として控訴を提起した（福岡高等裁判所平成11年(行コ)第11号）が、控訴は棄却され、上告申立て及び上告受理申立てをした（最高裁判所第2小法廷平成12年(行ヒ)第175号）が、平成16年11月26日、上告は棄却され、前処分を取消す判決が確定した。

(3) 前処分を取り消す判決の確定を受け、知事は、平成17年1月5日、本件補助簿については公文書が存在しない（保管していない）との理由で非開示決定（乙1。以下「本件補助簿非開示決定」という。）を、本件メモ類については、公務員・民間人の氏名等及び団体の名称等がそれぞれ本件条例9条1号, 2号に該当することを理由に、その部分を除いて開示する部分開示決定（甲1。以下「本件メモ類部分開示決定」という。）を、それぞれ行った（以下、両決定を併せて「本件各非開示処分」ということがある。）。

これを受け、原告は、平成17年5月13日、本件各非開示処分のうち、別紙文書目録二記載の部分（非公務員である懇談会出席者・欠席者に関する情報等を除外したもの）の取消しを求め、本件訴えを提起したものである。

4 本件各文書の作成経緯等

(1) 福岡県の職員ら（以下「県職員」という。）は、平成6年4月から平成8年9月までの間（以下「本件当時」という。）、旅行実体のない、あるいは実態と異なる旅行命令を得てその旅費の支給を受け（いわゆる「カラ出張」。このように旅費等として不適正に支給され被告各部署において管理されていた公金（不適正支出金）を「雑賦金」と呼んでいた。）、これを下記のように、慶弔費、懇談会費等様々な用途のために支出していた。

本件補助簿は、県職員らが旅行命令を受けるに際して出張内容等を記入した帳簿で、県の一部の部署において作成されていたものであり、県職員らは、公式の出張簿である旅行命令簿にこれを転記していた。

本件メモ類は、雑賦金の管理や、県職員による雑賦金の支出等に関して作成された大量の文書であり、その種類は、県職員作成の雑賦金に関する帳簿、領収書、請求書、納品書、見積書、預貯金通帳、振込依頼書・受取書等のほか、葬儀等の礼状、のし袋、会合等の通知・案内状、入場券、はがき・封筒、高速道路通行券、宅配便の荷送り状、遺児育英会資金趣意書、診療報酬明細書、被告職場内の回覧文書、賃金支出伺い書、県職員作成のメモ、収支内訳書等多岐にわたる。

(2) 上記のような公金の不適正支出の問題が明るみに出たことから、この問題の実態を調査するため、平成8年11月6日、福岡県旅費問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）が設置・開催され、その後、調査委員会は、県の知事部局の本庁・出先機関、出納事務局、地方労働委員会事務局の平成6年4月から平成8年9月までの旅行命令の実態についての調査を行った。

(3) 調査委員会による調査の結果、明らかになった事実の概要は以下のとおりである。

ア 本件当時における旅費支給は約204万1000件、金額約140億

0560万円であり、そのうち、旅行の実体がないものは約24万6000件（約12%）、金額約26億2300万円（約19%）、旅行命令と実態が不一致のものは約17万5000件（約9%）、金額約53億2800万円（約38%）であった。

イ 旅費支出（雑賦金の原資作り）については、実際には日帰り出張をしたにもかかわらず宿泊料等が支出されたり、実際の宿泊日数よりも多い宿泊料等が支出されたりしていたほか、実際には出張していないのにその費用が支出されていたこともあった。これらの支出は、県職員の時間外勤務手当を補う目的や、旅費を県職員間で調整する目的で、あるいは雑賦金の捻出自体を目的として行われていた。

ウ 雑賦金の支出（合計約10億0900万円）については、外部との交際（懇談会、土産・贈答、慶弔・餞別等）が全金額の約5割を占め、懇談会費については、国の機関やその他の団体との懇談、二次会の経費や来客時の懇談経費等に当てられていた。土産・贈答については、関係者への中元・歳暮、国の機関への陳情時の手土産、来客への土産代などに使われていた。慶弔・餞別については、社会儀礼上の必要性から、業務に関係する人への香典や餞別等に当てられていた。

ついで、全支出の約3割が組織内部で使用され、組織や業務を円滑に運営するためとの名目で、内部懇談会費、残業時夜食代、残業代の調整等に支出されていた。

その他、備品購入費等、タクシー代・高速道路代、雑誌・書籍代、ブロック会議負担金などに当てられていた。

なお、上記各支出のうち一部は、正規の予算支出手続を踏めば、公費での支出が可能なものもあった。

5 本件メモ類の内容等

(1) 本件メモ類は、約1万枚にもものぼる大量の文書であるところ、非開示と

された情報が記載された文書の種類は、次のとおり、支出の類型は9類型、文書の種類は27種類に分類することができる（別紙本件メモ類の分類一覧表参照。以下「分類一覧表」といい、これに記載された①ないし⑳の各文書の種類を単にその番号で示すことがある。）。

ア 慶弔等（①ないし⑦）

告別式・初盆参り等における香典（①）

就任祝い・歓送迎会での祝金等の祝儀（②）

関係者への中元・歳暮代（③）

県職員転任等の際の餞別（④）

団体等への寸志（⑤）

見舞金（⑥）

国の機関への陳情等に際しての土産代（⑦）

イ 懇談会等（⑧）

当該部署の外部者（国の機関やその他の団体の職員等）との、あるいは内部における食事会、懇談会、二次会等について支出した金員に関するもの。

ウ 負担金（⑨）

特定の政党からの依頼に応えた募金、特定の国会議員後援会に対する寄附等として支出された金員に関するもの。

エ 旅費（⑩ないし⑫）

出張等の際の旅費、宿泊費、高速道路・タクシー料金等である。なお、旅費に関する文書の中には、本件の不適正支出を行うため（雑賦金の原資作りのため）に作成された旅費請求書等も含まれている。

オ 研修会等（⑬ないし⑮）

研修会、会議、講習会等に関して支出した費用等に関するもの。

カ 新聞・書籍代（⑯）

新聞・書籍の購入のために支出した金員に関するもの。政党等が発行したのものも含まれている。

キ 親睦スポーツ大会 (17)

県職員等が参加する懇親ゴルフコンペにおける昼食代、賞品代等、親睦スポーツ大会のため支出した費用に関するもの。

ク 庶務関係 (18ないし22)

臨時職員の賃金 (18)，会議参加のためのチケット希望の回覧 (19)，郵便物や荷物の配送料 (20)，遺児育英資金 (21)，備品等の物品購入代 (22) 等に関するもの。

ケ その他 (23ないし27)

上記アないしクの支出類型に分類できない支出に関するもの。この支出に関する文書としては、請求書、領収書 (23)，振込用紙、封筒・メモ等 (24)，土地買収に際し登記料を負担するために県職員が作成した文書 (25)，雑賦金の保管のために作成された預金通帳 (26)，県職員と第三者との間の交通事故における示談交渉に関し取得された診療報酬明細書 (27) 等がある。

(2) 本件メモ類部分開示決定において非開示とされた情報は、次のとおりであり、いずれも公務員・民間人の氏名等及び団体の名称等（以下「氏名・団体名称等」という。）である。ただし、遺児育英資金趣意書のみは、氏名・団体名称等に止まらず、資金募集の趣旨等を記載した部分も非開示とされた。

ア 分類一覧表 p 1 の文書 (1ないし26) に記載された県職員の職名、氏名・印影、住所、電話番号、口座番号

イ 分類一覧表 p 2 の文書 (1ないし24) に記載された県職員以外の公務員の職名（所属）、氏名・印影、住所、電話番号、口座番号

ウ 分類一覧表 p 3 の文書 (1ないし25，27) に記載された民間人の職名、

氏名・印影，住所，電話番号，傷病名等，私信

エ 分類一覧表 p 4 の文書（①ないし⑳）に記載された団体名（議員後援会，政党名・会派名等，研修会等名。いずれも，単なる商行為の場合を除いている。），その印影，住所，電話番号，代表者名，口座名義，口座番号

オ 分類一覧表 p 5 の文書（①ないし㉗，㉙，㉚，㉛）に記載された団体名（議員後援会，政党名・会派名等，研修会名等。いずれも，単なる商行為の場合を除いている。），その印影，住所，電話番号，代表者名，口座名義，口座番号，県職員以外の公務員の職名（所属），氏名・印影，住所，電話番号，民間人の職名，氏名・印影，住所，電話番号

二 争点

- 1 氏名・団体名称等の本件条例 9 条 1 号， 2 号及び 5 号該当性
- 2 非開示事由の追加主張の可否
- 3 本件補助簿の存否

三 争点についての被告の主張

- 1 氏名・団体名称等の本件条例 9 条 1 号， 2 号及び 5 号該当性

本件メモ類の非開示部分（氏名・団体名称等）は，以下の理由により，本件条例 9 条 1 号， 2 号， 5 号のうち 1 つ又は 2 つに該当するから，これを非開示とした処分は適法である。

(1) 本件メモ類の特殊性

本件メモ類はその作成時においては決済又は回覧の手続が行われることが予定されておらず，調査委員会による旅費不正支出の実態調査において決済又は回覧の手続を経て被告実施機関に管理されることに至ったものであり，その限りで公文書とされたものである。

また，本件メモ類は，書式に統一性がなく，記載された情報も極めて簡単なものにとどまるものや断片的であるものなどが多数存在し，作成目的，

現実の支出の有無，支出目的，支出内容等が不明確な場合が多い上，これに基づいて正規の公金支出手続が取られたものではなく，調査委員会等でその記載に係る事実関係について確認・検討が行われたこともないから，その内容性の正確性にも疑いを入れる余地がある。そうすると，文書閲覧者による様々な解釈が可能であり，誤解の危険性が非常に高く，このような文書の氏名・団体名称等を開示した場合には，そのことのみをもって不適正な支出に関与したといった誤解や憶測を招きかねない。実際に，本件メモ類部分開示決定がなされた際に，氏名・団体名称等の非開示部分がなかった文書ですら，これが開示されたことで，たとえば，1994年6月の内部懇談と推認される「打ち上げ」の支出について，1996年6月の外部者である会計監査の担当官のもてなしのためのものであるとか，担当官の接待の際の昼食代等と断定できない昼食費等の支出について接待のためであった旨の新聞報道がなされるなど，断片的な情報により誤解が生じた例があるのである。そうすると，団体名等非開示部分がある本件メモ類の場合，これが開示されれば，たとえば，当該団体関係者は出席していないがその団体名の冠されている名称の懇談会に関する飲食費請求書の場合，その団体関係者が参加して飲食の提供を受けたとの誤解を生じるおそれが極めて高く，これにより当該団体の社会的評価が低下するなど，第三者の誤解により当該団体等が不利益を被ることは明らかである。このように，本件メモ類は，文書の目的が明確で責任の所在も明確な，一般に開示が予定されている文書とは異なる特徴を有する。

以上のような本件メモ類の特殊性に鑑みれば，本件メモ類の非開示事由該当性を検討するに当たっては，一般の公文書における開示・非開示の基準をそのまま適用すべきではなく，個々の文書の性格等を考慮した上で慎重に判断すべきであり，県の説明責任の名の下に，公開を義務付ける方向で条例を解釈して個人情報，事業情報を開示することは許されない。

(2) 本件条例 9 条 1 号該当性

ア 本件条例 9 条 1 号の解釈基準等

本件条例 9 条 1 項の趣旨は、個人の尊厳の観点から個人のプライバシーを保護するところであり、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。そして、本件条例は、個人情報に関し、特定の個人が識別されうる個人情報をすべて非開示とし、法令により閲覧できる個人情報等を例外的に開示できるとの定め方をしている（いわゆる個人情報識別型）が、そこには、情報開示請求者の利益と他の個人及び団体の権利利益並びに公益との調和を図るという基本的な考え方があるから、具体的な情報が非開示とされるべきかどうかを判断するに際しては、個人情報を非公開とすることによる利益とこれを公開することの公益上の必要性を衡量しながら係争の情報の性格を踏まえて決すべきである。

本件メモ類のうち非開示とされた個人の職名、氏名・印影、住所、電話番号、口座番号、所属、傷病名、私信、遺児育英資金趣意書は、いずれも本件条例 9 条 1 項にいう「個人に関する情報」であって「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に当たるところ、これに加えて、本件メモ類は記載が不完全で信憑性にも問題あるといった特殊性があり、これらを開示すれば第三者による批判や中傷を引き起こすなど、個人のプライバシー等権利利益を不当に害するおそれ大きい。よって、本件メモ類に記載された個人の氏名等は非開示とされるべきである。

以下、個人の属性ごとに個別に述べる。

イ 公務員（県職員及びそれ以外の公務員）の氏名等

公務員の職務の遂行に関する情報が開示される理由は、そのような情報は公務上の責任の所在を明示するために表示されるものであって、通常、当該公務員の個人としての行動ないし生活に関する意味合いを含ま

ず、これを開示しても公務員個人のプライバシーを侵害するおそれがないと考えられるからである。ところが、前記のような本件メモ類の特殊性からすると、そこに記載された公務員の氏名等を開示すれば、第三者による批判や中傷を引き起こすなど、当該公務員の個人としての権利利益を不当に害することになる。よって、本件メモ類に記載された公務員の氏名等は本件条例9条1号の非開示事由に該当する。

以下、非開示とすべき場合について個別に述べる。

(ア) 慶弔等

公務員の氏名等も、当該情報がその公務員の職務の遂行に関するものでないときは非開示事由（個人情報）に当たるところ、公務員が香典、祝儀及び見舞いという慶弔費を受領することは、その性質上、公務の遂行に関するものではないから、個人情報として本件条例9条1号に該当する。

そして、慶弔等の支出の相手方が県職員であった場合も、当該県職員はその原資が不適正支出金（雑賦金）であることを知り得なかったにもかかわらず、その氏名等が開示されれば不適正支出に加担していたかのように誤解され、個人的批判の対象とされかねないから、プライバシー保護の観点からすれば、当該県職員の氏名等は本件条例9条1号に該当する。

(イ) 氏名被冒用者等

本件メモ類の中には、雑賦金の原資作りのために、被告各部署の旅費事務担当者が他の県職員の氏名を冒用して作成した旅費請求書等がある。このような氏名冒用文書の場合、被冒用者には不適正支出に関与したとの認識がないにもかかわらず、その氏名が開示されれば雑賦金の原資作りに積極的に関与したとの誤解を招き、個人的批判の対象とされかねないから、当該県職員の氏名は本件条例9条1号に該当す

る。

また、本件メモ類の中には、雑賦金の振込事務のみに携わった県職員の氏名が記載された振込受付書や、その管理を行っていたに過ぎない県職員の氏名、口座番号が記載された預金通帳などが存在する。これらが開示されれば、その県職員は、不適正支出の用途等に関わったなどの誤解・憶測を招き、個人的批判の対象とされかねない。よって、当該県職員の氏名、口座番号等は本件条例9条1号に該当する。

本件メモ類の記載事項に関知しない公務員にとっては、不正な会計処理に係る本件メモ類に自己の名があることは不快な出来事であり、公表を望まない情報であるから、その氏名は、プライバシー保護の観点からすれば、氏名被冒用者と同様、本件条例9条1号に該当する。

(ウ) 賃金支出伺い（分類一覧表⑱）

正規に雇用された臨時職員の氏名が記載された賃金支出伺いの場合、当該職員はその賃金が不適正支出金によって賄われているとの認識がないにもかかわらず、これに関与したかのような誤解・憶測を招きかねず、プライバシー侵害のおそれがある。よって、当該支出伺い中の臨時職員の氏名等は本件条例9条1号に該当する。

(エ) 遺児育英資金募集趣意書（分類一覧表㉑）

上記趣意書の非開示部分には、故人の経歴や家族の状況が記載されており、これらは個人情報に当たる。また、支出の相手方は、不適正支出に関与したとの誤解・憶測を招きかねず、プライバシー侵害のおそれがある。よって、同趣意書は、趣意書本文全部を含めて、本件条例9条1号に該当する。

(オ) 文書の作成目的、作成者、支出目的・内容の一部又は全部が不明な場合

この場合、開示すれば上記特殊性により当該公務員の個人としての

権利利益を不当に侵害することになるから、その氏名も非開示とすべきである。

ウ 県職員以外の公務員の氏名等

県職員以外の公務員は、その支出を受けた際、その原資が不適正支出金であるという認識はなく、認識することもできなかったのだから、結果的に自らが不適正支出に関わったことを公にされないという利益は保護されるべきであり、その氏名等は本件条例9条1号に該当する。

以下、非開示とすべき場合について個別に述べる。

(ア) 懇談会に参加した公務員の氏名等

懇談会においては、支出の相手方である公務員は、その費用の全部又は一部が不適正支出金により賄われていたとの認識がないにもかかわらず、その氏名等が開示されれば、不適正支出に関与したとの誤解・憶測を招き、個人的な批判の対象とされかねない。よって、懇談会に出席した公務員の氏名は本件条例9条1号に該当する。

(イ) 交際目的（慶弔、土産等）の支出の相手方たる公務員

不適正支出により賄われた土産、慶弔等の交際費を受領した公務員は、これが社会儀礼の範囲内のものであると認識しており、その原資が不適正支出金であることは認識し得なかった。このような公務員の氏名は、これが開示されない利益は保護されるべきであるし、開示されれば第三者による批判を招くおそれがあるから、本件条例9条1号に該当する。

エ 民間人の氏名等

(ア) 民間人の氏名等は、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報である。また、診療報酬明細書に記載された民間人たる患者名、傷病名、診療内容等は個人情報に該当する。そして、本件メモ類の特殊性からすれば、これが開示されれば不適正支出に関与したとの誤解・憶測を



招きかねず批判・中傷を受けるおそれがある。よって、本件条例9条1号に該当する。

(イ) 法人等の行為そのものと評価される場合等との区別

被告は、分類一覧表3頁の民間人に関する情報を本件条例9条1号に該当するものとして非開示としているところ、被告は、民間人の氏名等について、文書の記載内容から法人等の行為そのものと推定できる場合には1号該当性を否定し、他方、文書の記載内容から上記推定ができる場合以外は、個人情報保護の観点から1号に該当するものとして非開示とした。すなわち、個人の氏名のみが記載されている場合はすべて非開示とし、個人の氏名が法人等名や職名と併記されている場合であっても、文書の記載内容から法人等の行為そのものと積極的に推定することができる場合以外は非開示とした。被告としては、本件メモ類に記載された情報の範囲内で開示すべきか否かの判断をするしかないところ、本件メモ類は不明確・不明瞭な点があるので、法人等名や役職が記載されていても法人等の行為そのものと評価される行為とまでは推定できない場合もあるが、本件条例は個人情報に配慮すべきとしているから、上記場合には個人情報保護のため非開示とすべきである。そうすると、これに従って被告が非開示としたことは適法である。

(3) 本件条例9条2号該当性

ア 本件条例9条2号の趣旨は、企業の自由な経済活動その他の正当な活動を保障する観点から、また、非営利団体の正当な活動が有する社会的意義に照らして、その情報は保護されるべきとするものである。そして、同号のいう「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事務所、事業用資産、事業所得など事業活動に直接関連する情報をいい、「競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの」の中には、直接競争

上の不利益は被らなくても、開示することにより、事業を営む者の名誉侵害又は社会的評価の低下となる情報及び経済秩序を維持するために社会通念上事業を営む者の内部事項に属すると認められる情報も含まれる。本件メモ類にその名称が記載された事業者は、その名称等が開示されれば、不適正支出に関与したとみなされるなど誤解や憶測を招きかねないから、本件メモ類の事業者の名称は、開示した場合に名誉侵害又は社会的評価の低下となる情報といえ、本件条例9条2号の非開示事由に該当する。

以下、非開示とすべき場合について個別に述べる。

(ア) 懇談会等の名称に、その関係者が参加していない団体が用いられた場合

この場合、支出の相手方である当該団体、その関係者には、不適正支出に関与したとの認識がないにもかかわらず、その団体名が公開されればこれに積極的に関与したとの誤解、憶測を招来し、その団体の信用の低下等を招くおそれがある。よって、上記場合、当該団体名等は本件条例9条2号に該当する。

(イ) 負担金、研修会等、新聞代

負担金に関する文書には、特定政党名が記載された募金依頼文書及び国会議員後援会が発行した寄附等の振込通知書がある。研修会等に関する文書には、特定の団体が開催する研修会に県職員が参加者負担金を支払った際に受領した領収書がある。新聞代に関する文書には、政党機関誌的な新聞購読の領収書がある。

上記各場合、費用支出の相手方である政党、団体等においては、その費用が不適正支出金により賄われていたことは知り得なかったにもかかわらず、その名称等が開示されれば、その団体等が募金を押しつけ、あるいは、研修会への参加を強制し、これを不適正支出金によっ

て支弁させたとななどの誤解，憶測を招きかねず，団体の名誉侵害等につながる事となる。

よって，負担金等に関する文書に記載された団体名等は本件条例9条2号に該当する。

(ウ) 各種文書に記載された団体の口座番号，口座名義

団体の口座番号，口座名義については，その団体を特定しうるものであり，これが開示されれば，不適正支出に積極的に関与したとの誤解・憶測を与え，その団体の信用低下等を招く。また，口座番号，口座名義はその団体にとって秘密にすべき情報である。よって，団体の口座番号，口座名義は本件条例9条2号に該当する。

イ 民間人の氏名等

民間人の氏名等について，法人等の行為そのものの行為と評価される場合等，本件条例9条1号該当性が認められない場合には，2号該当性を主張する。

被告は，民間人の氏名が団体名，役職名と併記されている場合において，記載事項が単なる商行為の場合，団体名，個人名ともに2号に該当しないとして開示している。他方，記載事項が法人等の行為そのものと評価される場合は，被告は，本件メモ類の特殊性から，団体名，個人名とも本件条例9条2号に該当するとして非開示としている。

(4) 本件条例9条5号該当性

本件条例9条5号の趣旨は，事務事業の公正かつ適切な執行又は円滑な執行を確保する観点から非開示事由を定めたものであり，同号に該当する情報の例として，開示することにより当該事務事業を実施する目的・意味を失うおそれがあるもの，開示により関係当事者間の信頼関係，協力関係を著しく害すると認められるものが挙げられる。

以下，非開示とすべき場合について個別に述べる。

ア 慶弔等

本件の不適正支出に係る香典、祝儀、中元・歳暮等の交際事務は、その性質、内容から一般に公表が予定されているものではなく、また、その支出の相手方の氏名や事業者名が開示された場合には、既に開示されている香典等の金額と合わせれば、結果的に誰にいくら渡したかということが明らかになり、金額の多寡が比較されて交際の濃淡が一目瞭然となるから、相手方との信頼関係を損ない、その後の交渉事務の円滑な執行に著しい支障を生じる。よって、交際費関係文書中の県職員以外の公務員の氏名等、民間人の氏名等、団体名及びその口座番号、口座名義等は、本件条例9条5号の非開示事由に該当する。

イ 負担金

負担金に関する文書についても、開示されれば、上記(ア)同様、負担金の金額の多寡が比較されて交際の濃淡が一目瞭然となり、相手方との信頼関係が損なわれるほか、負担金の支出を受けていない者と被告との関係が詮索されるなどして、その後の行政事務の円滑な執行に著しい支障を生じることとなる。よって、負担金関係書類の県職員以外の公務員、団体等及び民間人に関する情報は、本件条例9条5号に該当する。

ウ 土地登記料関係書類等

土地登記料関係書類の中には用地買収交渉に関する書類が存在するところ、このような文書の個人名等を開示すれば、関係当事者間の信頼関係を損なうほか、氏名が開示されることに躊躇して被告との同様の交渉に応じない者が出てくるなど、その後の用地買収交渉事務に著しい支障を生じる可能性がある。よって、土地登記料関係書類中の県職員以外の公務員、団体等及び民間人に関する情報は、本件条例9条5号に該当する。

エ 診療報酬明細書

診療報酬明細書は、交通事故の示談交渉に関するものであるところ、交通事故の示談は相手方との話し合いにより賠償に関する取り決めを行う交渉であり、これが開示されれば、当事者の信頼関係を著しく害し、その後の同種の交渉に著しい支障を生じる可能性がある。よって、診療報酬明細書中の民間人、団体等に関する情報は、本件条例9条5号に該当する。

2 本件補助簿の存否

本件補助簿は、以下の理由により、存在しない。

すなわち、前記のように、旅費等の不適正支出については、平成8年11月6日に調査委員会が設置・開催されたところ、同日、副知事は、職員らに対し、関係書類の一切の廃棄・改ざん等を禁じる旨の職務命令を発し、さらに同年12月12日、調査委員会事務局（人事課）は、職員らに対して本件補助簿を除くすべての関係書類の提出を指示した。その結果、本件補助簿以外の提出書類は同事務局において管理されることとなったが、本件補助簿はその作成部署において引き続き保管されることとなった。ところが、本件補助簿は、同年12月26日、調査委員会の調査終了によりその保管の目的を達成した（なお、その後平成9年1月28日までの同委員会の調査は専ら出先機関を対象としたものであり、本件補助簿の存否が問題となることもなかった。）こと、県や調査委員会において、本件補助簿は公文書でないとの考えからその後の保全措置を取らなかったこと、各部署においても、本件補助簿の役割はその情報を旅行命令簿に転記することにより終えていたこと、その他本件補助簿について廃棄・保存期間に関する規定等もなかったことなどから、平成8年12月26日以降、各部署の判断により廃棄等の処分がなされた。

被告は、平成9年1月8日、原告から本件補助簿の開示請求を受けた際、これが公文書でないことを理由に非開示決定をしたが、その当時、被告は本

件補助簿が公文書ではないと考えていたため、その保管状態を調査することもないまま、同決定をしたものである。

原告は、被告の前訴における主張内容等を根拠に被告が本件補助簿を現に所持しているはずであると主張をするが、被告が前訴において存在することを前提としていたのは、本件各文書のうち本件補助簿を除いた本件メモ類等であり、原告の主張は失当である。

なお、平成16年11月、被告において本件補助簿の存否の確認が行われたが、いずれの部署にも存在しないことが判明している。

四 争点についての原告の主張

1 氏名・団体名称等の本件条例9条1号、2号及び5号該当性

(1) 本件メモ類の特殊性

ア 本件条例にない特殊性を持ち出し、本件メモ類の非開示処分をすることは許されない。

イ 被告の主張する特殊性について

被告は、本件メモ類は作成時において決済、管理等の手續が予定されていなかったとして情報公開を制限する方向で解釈すべきとするが、そのようなことは、実施機関の職員が職務上「取得」した公文書（本件条例2条1項）の多くに共通することであり、「作成」に係る公文書と「取得」に係る公文書とで、開示・非開示の基準に差異が生じるものではない。

また、本件条例制定の趣旨は、第三者の誤解や憶測のおそれを理由に非開示処分をするといった恣意的・裁量的処分を許さないことにあり、そのような特殊性なるものをもって非開示の根拠とすることは誤りである。さらに、本件メモ類は、県職員らがカラ出張等によって組織的に不正に捻出した裏金である雑賦金の入出金、保管状況を記録したものであることなどからすると、その記載内容にはむしろ正確性があると考えら

れ、正確性に疑義があるとの特殊性がある旨の被告の主張は事実としても誤りである。

ウ 本件における開示・非開示の判断の方向性

本件メモ類は公文書一般に適用される公開基準によって公開されるべきである。

そして、本件条例3条は、公文書について原則開示の立場から適正に解釈、運用すべきとの趣旨であること、本件条例制定の目的は、県民の行政参加の促進、公正で適正な行政運営の確保、県民の生活便益の享受の増進にあることなどからすれば、本件メモ類は、開示の必要性が極めて高いといえる。

エ 本件メモ類の中に記載された事実関係の真実性が確認されていない文書があるとしても、本件の記載事項は「(団体名)交渉後二次会負担金」といったものであり、公開により法人等に名誉侵害等が生じるおそれがあるとはいえないし、仮に名誉侵害等が生じたとしてもその程度は軽微であるから、非開示とする利益が開示することの公益上の必要性を上回ることはなく、公開されるべきである。

(2) 本件条例9条1号該当性

ア 公務員の氏名等

公務員個人の情報のうち、その職務の遂行に関するものは、個人の私事に関する情報が含まれている場合を除き、本件条例9条1号には該当しないものであり、これは本件にも当てはまる一般的基準である。

被告は、公務員の氏名等について、本件メモ類の特殊性からこれを開示すれば公務員のプライバシー侵害のおそれがあるとして1号該当性を主張するが、上記基準の中の、私事に関する情報は非開示となるという部分においてプライバシーの利益は考慮済みであり、これとは別に特殊性によるプライバシー侵害との理由を持ち出すことは不当である。1号

で保護されるプライバシーとは公務員の私事領域情報の秘匿という点にあるが、被告のいうプライバシーとは公務員の将来の職務の平穩の確保に過ぎず、これは1号該当性の根拠とはならない。

被告は、第三者の批判・中傷のおそれを理由に1号該当性を主張するが、情報公開により県民が県政に参加し、適切な批判を行うことは情報公開制度の目的に沿うものであり、非開示の根拠とはならない。また、以下の点からすれば、上記個人的批判が生じるおそれは乏しい。すなわち、まず、本件雑賦金の管理・支出が被告各部署で組織的・慣行的に行われてきたことは既に広く知れ渡っており、本件メモ類を開示することによって県職員に対する個人的批判が生じる可能性は乏しい。また、不適正支出の責任はこれを全庁的・組織的に行った被告にあり、県職員個人に対する批判が生じるとは考えにくい。加えて、本件支出から既に10年近くが経過している。なお、被告は、現に本件メモ類の開示により誤解、憶測が発生している旨を具体例を挙げて主張するが、その例をとっても、当該打ち上げ費用や昼食代等が会計検査担当官の接待のためではなかったというのは推定に過ぎないものである。以上によれば、被告の主張は失当である

以下、開示しなければならない場合について個別に述べる。

(ア) 慶弔等

被告は、公務員（県職員を含む）が慶弔等を受領することは公務の遂行とはいえないことを理由に本件条例9条1号該当性を主張する。しかし、乙3の16枚目（11Pと記入されたもの）で領収書の名宛人（慶弔等の支出者）の情報を1号に該当するとして非開示とするなど、広範な情報を非開示としているし、そもそも、慶弔等を受領することが公務の遂行であることもあるのであって、被告の主張は不当である。

また、慶弔等の受領者が県職員である場合、実質的には、県の各部署・職員が、県の内部に不当に形成された本件雑賦金による互助制度を他の県職員に利用させたというにすぎず、そのような場合、当該交際が受領者たる県職員にとって私的な出来事であるとはいえない。

(イ) 氏名被冒用者等

氏名被冒用者、振込事務のみを担当した者について、前記のとおり、誤解・憶測による批判・中傷を本件条例9条1号該当性に結びつけるのは不当であり、当該情報に私事性もないから、1号には該当しない。

氏名冒用の事実があったとしても、これはむしろ個人情報該当性を否定する根拠となるべきものである。仮に氏名被冒用者の情報が非開示となる場合があるとしても、そのためには、氏名冒用の事実が真実であることが必要であるところ、本件では、雑賦金支出の趣旨（時間外手当の填補、職員間の旅費の調整等であった）、規模（全庁的、組織的に行われていた）からすれば、雑賦金の原資作りのための旅費請求書等に県職員の名義を使用することについては、全職員の包括的承諾があったとみるべきであり、氏名冒用の事実があるとはいえないから、本件条例9条1号には該当しない。

(ウ) 懇談会に参加した公務員の氏名等

公務員の懇談会参加は、公務の遂行として参加したものとみるべきであり、本件条例9条1号には該当しない。

(エ) 慶弔等の支出の相手方たる県職員以外の公務員

本件メモ類に記載された事実が相手方公務員にとって不快であること、その名誉を毀損する可能性があることなどは、いずれも本件条例9条1号該当性の根拠とはならない。そして、当該文書に記載される交際は相手方公務員にとって公務の遂行に関するもので、かつ私的な出来事ではないから、本件条例9条1号には該当しない。

(オ) 文書の作成目的，作成者，支出目的・内容の一部又は全部が不明な場合

一部又は全部に不明な点がある文書であっても直ちに信憑性がないとはいえ，かえって，本件メモ類は裏帳簿等裏金管理に関するものであることからすると，正式な帳簿等には記載されない真実が記載されたものと考えられ，信憑性は高い。また，前記のとおり，批判・中傷のおそれも非開示の根拠とならない。よって，本件条例9条1号には該当しない。

(カ) 県職員の氏名等

本件メモ類の作成経緯等からすれば，①本件の雑賦金は共通「経費」である。②雑賦金の運用は大規模かつ組織的に行われており，私的なものではなかった。③雑賦金の内部支給は県組織や担当公務の円滑に運営するとの名目で行われていた。④実態と一致しない支給旅費の一部は旅費の調整・時間外勤務手当の填補に用いられており，県職員は不適正支出の存在を認識していたと考えられる。⑤県と県職員の交際は外部との交際というに値せず，又は交際内容等が外部に公表，披露されることがもともと予定されているものといえる。以上からすれば，県職員の氏名等の情報は，公務遂行に関するものであり，私事にわたるものとはいえないから，本件条例9条1号には該当しない。

(キ) 県職員以外の公務員の氏名等

上記(カ)と同様，本件メモ類の作成経緯等からすれば，(a)県と県職員以外の公務員の懇談・懇親は，私的会合であることを裏付ける事情のない限り公務の遂行として行われたものとみられる。(b)国の機関等への陳述時の手土産，来客への土産といった支出内容からして，その受領者たる公務員についての記載は私事に関する情報であるとはいえない。(c)土産等が社会的儀礼の範囲内であるということは，私事性を意

味するものではない。(d)一部の土産・贈答品等の記載は正規の手続を踏めば公費での支出が可能だったとされており、土産授受等は公務遂行の一環だったといいうる。⑤慶弔・餞別等の贈り先は業務関係者であるとされていることからすれば、その関係者にとって慶弔等を受領するのは公務遂行に関するものといえる。以上からすれば、県職員の氏名等の情報は、公務遂行に関するもので、私事にわたるものとはいえないから、本件条例9条1号には該当しない。

イ 民間人の氏名等

民間人の氏名等であっても、法人等の代表者等が法人等の職務として行う行為に関する情報、その他の者の行為のうち法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報、従業員の活動で私事性が希薄なものに関する情報、個人の事業に関する情報として記載されている場合は、いずれも本件条例9条1号に該当しない。ところが、被告はこの点を考慮せずほぼ全面的に非開示としており、違法である。領収書に記載された民間人の氏名等は、いずれも法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報として記載されたものであり、本件条例9条1号に該当しない。

交際費の支出先が民間人である場合、交際の性質、内容等からして交際内容が一般に公表、披露されることがもともと予定されていたと考えられるから、当該民間人の氏名等は本件条例9条1号に該当しない。

(3) 本件条例9条2号該当性

ア 本件条例9条2号の趣旨は、法人等及び個人事業者の営業活動は住民生活に影響を与えるものであるから、これに関する情報は原則開示すべきとした上で、その営業活動の事由も尊重しなければならないとの見地から、一定の非開示事由を設けたものであり、2号に該当する情報としては、生産技術上、営業・販売上のノウハウや、当該法人等に信用上不

利益を与える情報、人事、経理等に関する情報などがある。そうすると、本件における非開示情報のうち、被告の債権者等としての事業者の名称等は、本件条例9条2号に該当しない。

イ 被告は、本件メモ類の特殊性から、そこに記載された事業者名等を開示すると不適正支出に関与したとの誤解、憶測を招くとして、本件条例9条2号該当性を主張するが、不適正な支出を行ったのは被告であるから、そのような誤解等のおそれはない。また、本件メモ類には事業者の不利益情報は記載されておらず、単に被告からの代金等領収の事実のみが記載されているのであるから、開示しても、当該事業者の名誉侵害や社会的評価の低下を招くおそれはない。

被告は、負担金等関係書類について、開示されれば団体等が募金の押しつけ等をしたのではないかといった議論が起こるとして本件条例9条2号該当性を主張するが、このような議論がなされることは民主政が正常に機能しているということであり、同号該当性を認めるべきではない。

(4) 本件条例9条5号該当性

被告は、本件メモ類の非開示部分が開示されるにより当該事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれがあることを具体的に主張立証する必要がある。

本件条例9条5号は、県の機関が行う事務事業に関するもので、その公正適切な執行と県民の開示請求権の調整を図った規定であるところ、本件の不適正支出に関する事務は、県（被告）が行う公正適切な事務事業とはいえないから、5号該当性は問題とならない。

2 非開示事由の追加主張の可否

被告は、本件文書の開示請求に関する訴訟の経緯を熟知しており、本件メモ類部分開示決定通知をする際に、1号及び2号のみならず5号該当性をも列挙することが可能であったのに、あえて列挙しなかったのだから、本訴提

起後に5号該当性を追加主張することは、禁反言、信義則に反し許されない。

3 本件補助簿の存否

被告が本件補助簿を現に保持していることは、以下のような前訴の経緯等からして明らかである。

すなわち、被告は、前訴第一審において、本件補助簿を含めた本件各文書について廃棄等信義側に反することをしない旨陳述していた。また、被告は、調査委員会が平成9年1月22日以降も調査を活動していた旨主張していたのであり、同月8日の時点で本件補助簿が廃棄等され不存在であったということはありません。さらに、本件補助簿を含めた本件各文書について、被告の総務部長がこれを現に保持していることを前提とする主張をしていた。そして、前訴一審判決は、本件補助簿を含めた本件各文書について、知事が保全したとの認定をしたのであるから、もし本件補助簿が不存在だったのであれば、被告は、控訴理由書でその存在、保持について争って然るべきであるのに、かえって、知事が職員に返還することなく保持し続けている旨主張していた。被告は、前訴上告理由書においても、本件補助簿を含む本件各文書について、原告から開示請求、訴訟があったから、信義側上、調査委員会による調査終了後も知事において保持していた旨主張していたのであるし、前訴では一審から上告審に至るまで本件補助簿の公文書性が認められていたのであって、そのような状況で被告が本件補助簿を廃棄するとは考えられない。以上からすれば、本件補助簿は現に被告において保持していることは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 本件条例9条1号の解釈等

本件条例9条1号にいう「個人に関する情報」は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私

事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。

そして、法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報ではあっても、当該行為者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定することができない。そうすると、上記の職務の遂行に関する情報も、原則として、同号にいう「個人に関する情報」に含まれるというべきである。

もっとも、同条2号が、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報について、上記「個人に関する情報」とは異なる類型の情報として非開示事由を規定していることに照らせば、本件条例においては、法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行う行為、その他の者が権限に基づいて当該法人等のために契約の締結等を行う行為等、当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非開示事由が規定されているものと解するのが相当である。

また、県職員及び県職員以外の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が本件条例9条1号にいう「個人」に当たることを理由に同号の非開示情報に当たるものとはいえないと解するのが相当である（最高裁平成10年（行ヒ）第54号同15年11月11日第三小法廷判決・民集57巻10号1387頁参照）。

2 本件条例9条1号の該当性について

以下、本件メモ類について、文書の支出類型ごとに、本件条例9条1号該当性を検討する。

(1) 慶弔等について（分類一覧表①～⑦）

慶弔費等は、被告職員が、相手方に社会生活上の儀礼を尽くして個人間

・組織間の関係強化や信頼関係増進等のために支出していたもので、具体的な支出については、相手方の地位の高低、被告とのかかわりの濃淡、被告への貢献度の大小等をしんしゃくし、被告職員の裁量により決定していたと考えられることから、交際費としての性質を有するといえる。

そこで検討するに、本件条例9条1号は、私事に関する情報のうち性質上公開に親しまないような個人情報記録されている公文書の公開をしないことができるとしているものと解されるが、交際の相手方となった私人としては、その具体的な費用、金額等までは通常他人に知られたくないと望むものであり、そのことは正当であると認められる。そうすると、このような交際の相手方に関する情報は、その交際の性質、内容等からして交際内容等が一般に公表、披露されることがもともと予定されているもの、すなわち、交際の相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされる交際に関するものを除いては、同号に該当すると解するのが相当である

(最高裁平成3年(行ツ)18号同6年1月27日第一小法廷判決・民集48巻1号53頁)。本件においては、交際の相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされた交際に関するものとは認められないから、慶弔費等の相手方である私人(民間人)の氏名等は、本件条例9条1号に該当するというべきである。

なお、本件の慶弔等に関する文書には、香典や祝儀の受領者等、いわば交際の相手方のみならず、会合等の出席者・主催者・実行委員、領収書の名あて人等、相手方そのものではないが支出側関係者でもない者等も記載されているが、私人として、その情報の保護の要請は相手方そのものの場合と変わるところはないと考えられるから、それらの者に関する情報についても、相手方そのものと同様に、本件条例9条1号該当性を肯定すべきである(以下、交際費に関して単に「相手方」というとき、上記のように相手方と同様に扱うべき者を含むことがある。)



これに対し、交際の相手方が公務員である場合には、当該交際がその相手方にとって公務の遂行として行われたものであるときには、当該交際に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれている場合を除き、本件条例9条1号には該当しないというべきである（最高裁平成9年（行ツ）233号・234号同16年3月2日第三小法廷判決・判例地方自治254号13頁参照）。

ア 県職員の氏名等

- (7) 県職員の氏名等は、(a)慶弔費の支出者、(b)支出の相手方、(c)慶弔費関係文書の回覧者、(d)中元・歳暮等の宅配の送り主等として記載されているものと考えられるところ、まず、(a)支出者、(d)宅配の送り主等については、慶弔費が業務関係者等に社会生活上の儀礼を尽くすことで業務や組織の円滑化を図る趣旨で支出されたものとうかがわれること、慶弔費のうち少なくとも一部には正規の支出手続を踏めば公費での支出が可能であったものも含まれると考えられること（乙2）などからすると、その情報は職務の遂行に関するもので私事に関するものが含まれているとはいえないから、本件条例9条1号には該当しないというべきである。

なお、電話番号についても、上記のように本件各文書は県職員の職務に関し作成されたものと考えられることにかんがみると、職務上の連絡先等として記載されたものと認められ、その公務員の私事に関するものとはいえないから、職名、氏名と同様、本件条例9条1号には該当しないというべきである。

また、(c)慶弔費関係文書の回覧者等については、県職員は職務の一部として回覧等行っていたものとうかがわれるから、その情報は公務員の職務に関するものであり、本件条例9条1号に該当しないというべきである。

これに対し、(b)支出の相手方である場合について検討するに、県職員に対して支出された場合、慶弔費等を受領することが職務の遂行として行われたものではないことは明らかであるから、個人を識別できる情報である支出の相手方である県職員の情報は本件条例9条1号に該当するというべきである。

- (イ) 被告は、慶弔費の支出の支出者その他本件メモ類の県職員の情報全般について、本件メモ類は、情報が断片的であり、正確性も担保されていないなどの特殊性があるから、それらの県職員は不適正支出に関与したとの認識がないにもかかわらず、閲覧者による誤解や憶測による個人的批判・中傷を招くおそれがあり、これを開示することは個人のプライバシー等の権利利益を不当に害するおそれがあるとして、本件メモ類に記載された県職員の情報は1号の「個人に関する情報」に当たる旨主張する。

そこで検討するに、本件条例9条1号は個人のプライバシー保護を趣旨とする規定であるところ、プライバシーの概念は必ずしも明確ではないものの、個人が私生活の平穩を不当に害されない利益もこれに含まれるものと解されるが、本件において特定の県職員の関与する情報が批判の対象となった場合でも、その批判は県職員個人というよりも県政あるいは被告の組織体質に向けられていると考えられるのであって、その私生活の平穩を害するような事情があるということはず、被告の主張は理由がないというべきである。

- (ウ) 被告は、本件メモ類については県職員の氏名が冒用された場合があるとして、被冒用者の氏名については「個人に関する情報」として本件条例9条1号により非開示とすべきであると主張する。しかし、本件において氏名冒用の事実があったと認めるに足りる具体的な証拠はなく、仮にその事実があったとしても、上記のとおり、本件メモ類が

開示されたとしても県職員個人の私生活の平穩を害するような事情があるとはいえないことなどにかんがみると、氏名を冒用された県職員の氏名等についても、本件条例9条1号に当たるということはできない。

イ 県職員以外の公務員の氏名等

県職員以外の公務員の氏名等は、慶弔の相手方として記載されていると考えられるところ、慶弔費の支出を受けた県職員以外の公務員は、被告の業務上の関係者等であった可能性が高いが、その相手方にとって慶弔費等を受領することが公務の遂行として行われたものでないことは明らかである。そして、本件の慶弔費は、香典、新婚祝い、新築祝い、送別祝い、中元、餞別見舞い、手土産等であったと認められるところ（乙3、被告準備書面(2)別表）、その性質、内容等からして交際の相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされるものとはいえない。よって、県職員以外の公務員の情報は本件条例9条1号に該当するというべきである。

ウ 民間人の氏名等（分類一覧表 p 3①～⑦）

(ア) 慶弔等の相手方が民間人である場合、その慶弔等は相手方にとっては私事に関する情報であるといえるから、交際の相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされたものにあたる場合を除き本件条例9条1号に該当すると考えられるところ、前記イのとおり、本件慶弔等は、交際の相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされたものとはいえない。

(イ) もっとも、前記のとおり、民間人の氏名等の情報が記載されている場合であっても、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は本件条例9条1号には該当しないと解すべきである。

なお、本件メモ類は約1万枚にのぼる大量の文書であることから、

文書を典型的に分類し、文書の類型ごとに氏名・団体名称等が非開示事由に該当するかどうかという判断が求められているのであって、個々の文書に記載された氏名・団体名称等の具体的な情報が、法人等の行為そのものと評価される行為（本件条例9条2号）に該当するのにか個人情報（同1号）に該当するのかどうかという判断が求められているものではない。

(2) 懇談会費について（分類一覧表⑧）

懇談会費は、相手方との信頼関係増進のため、相手方とのかかわり等をしんしゃくして支出されていたと考えられることから、交際費としての性質を有するといえる。

ア 県職員の氏名等

本件の懇談会には、国の機関の職員の視察等の際の、あるいは、各種団体関係者等への説明等や協議会等の際の懇談会、二次会等（外部者懇談会）と、県内部において組織や業務の円滑化等のために行われていた懇談会、二次会等（内部者懇談会）が含まれ、県職員の情報も、これらの懇談会等の出席者や費用の支出者として記載されていたと認められるところ（乙2, 3, 被告準備書面(2)別表）、上記のような外部者懇談会及び内部者懇談会の内容、雑賦金という公金が使用されていること等からすると、そのいずれについても、県職員のその参加・費用支出に関する情報は、職務の遂行に関するものであり、私事に関するものとはいえない。よって、本件条例9条1号には該当しない。

イ 県職員以外の公務員の氏名等

県職員以外の公務員の情報も外部者懇談会の出席者として記載されたものであると認められるところ（乙2, 3, 被告準備書面(2)別表）、前記のような外部者懇談会の内容等からすると、その懇談会も、その公務員の職務に関連して実施されたものと考えられるから、その懇談会への

出席は、当該公務員にとって公務の遂行に関するものであり、私的な出来事であるとはいえない。よって、その情報は本件条例9条1号に該当しない。

なお、被告は、懇談会に参加した者その他本件メモ類に記載された県職員以外の公務員の情報について、県職員同様、これを開示すれば不適正支出に関与したとの誤解、憶測により個人的批判・中傷を受けるおそれがあるとして、本件条例9条1号に該当する旨主張する。しかし、前記のとおり、不適正支出が全庁的・組織的に行われていた被告組織内部の県職員においてすら、誤解、憶測による個人的批判等を受けるおそれがあるとは認められないのであるから、被告組織外部者である県職員以外の公務員においては、そのおそれは一層小さいといわなければならない。よって、被告の主張は理由がない。

ウ 民間人の氏名等

民間人の氏名等は、懇談会の出席者・欠席者や、飲食費等の請求者・受領者等として記載されていることが認められるが（乙3、被告準備書面(2)別表）、懇談会の出席者・欠席者については、本訴取消請求の対象から除かれているため、飲食費等の請求者・受領者等として記載された場合について検討する。

このような民間人（非公務員）の行為については、その者の職業、役職、受領した金銭の趣旨等によって、法人等の行為そのものと評価される行為に当たる場合と当たらない場合とがあり、法人等の行為そのものと評価される行為と認められる場合は本件条例9条1号に該当しないが、そうでない場合はこれに該当するというべきである。

(3) 負担金について（分類一覧表⑨）

ア 県職員の氏名等

本件の負担金は、国会議員後援会や政党への寄付金、募金等であると

認められるところ（乙2，3，被告準備書面(2)別表），この支出は，相手方との信頼関係増進等のために相手方との関係等をしんしゃくして行われるものと考えられ，慶弔費等と同様交際費と同様の性質のものといえることができる。そして，負担金に関する文書に記載される県職員はその支出者側の人物と考えられるところ，上記のような支出目的等からすると，その支出行為は職務に関連するものであり，私的出来事であるとはいえない。よって，県職員の氏名等は本件条例9条1号に該当しない。

イ 県職員以外の公務員の氏名等

負担金に関する県職員以外の公務員とは，その受領者側の国会議員等であると考えられるところ（乙2，3，被告準備書面(2)別表），当該議員等が被告とのつながりからその公金により政治活動等に供するための寄付金等を受領することは，その職務の遂行に関連するものといえ，私的出来事であるとはいえない。よって，県職員以外の公務員に関する情報は本件条例9条1号に該当しない。

ウ 民間人の氏名等

国会議員後援会への寄付金等である負担金関係文書に民間人の情報が記載されたのは，その支出に直接ないし間接に関与した者として記載されたと認められる（乙3，被告準備書面(2)別表）。このような民間人の行為については，法人等の行為そのものと評価される行為に当たる場合と当たらない場合があり得ると思われるが，法人等の行為そのものと評価される行為に当たる場合にその情報が本件条例9条1号に該当しないのは前記のとおりである。他方，これに当たらない場合については本件条例9条1号に該当するといえることができる。

なお，被告は，本件メモ類における民間人の情報全般についても，公務員におけると同様，閲覧者の誤解，憶測による個人的批判のおそれがあるとして，本件条例9条1号に該当する旨主張する。しかしながら，

一般に被告組織との関連の薄い民間人においては、そのおそれは前記県職員以外の公務員の場合にもまして小さいというべきであるから、被告の主張は採用できない。

(4) 旅費について（分類一覧表⑩～⑫）

ア 県職員の氏名等

県職員に関する旅費とは、当該県職員が出張等に行った際の宿泊費、タクシー代等であり、その一部は、雑賦金の原資作りのための架空のものであると認められるが、その情報は、真実であるか架空であるかにかかわらず、その公務員の職務の遂行に関する情報であり、私事性のあるものとはいえない。よって、県職員の氏名等は本件条例9条1号に該当しない。

イ 県職員以外の公務員の氏名等

県職員以外の公務員に関する旅費とは、県職員の出張に同行するなどした公務員の宿泊費、タクシー代等であると認められるところ（乙2，3，弁論の全趣旨），その情報は、その公務員の職務の遂行に関する情報であり、私事性のあるものとはいえない。よって、県職員以外の公務員の氏名等は1号に該当しない。

ウ 民間人の氏名等

本件の旅費に係る文書に民間人の情報が記載されているのは、雑賦金から宿泊代やタクシー代として金銭を受領した者としてであることが認められる（乙2，3，被告準備書面(2)別表）。そうすると、民間人の行為であっても法人等の行為そのものと評価される行為に当たるときは本件条例9条1号には該当しないが、そうでない場合は同号に該当するというべきである。

(5) 研修会等について（分類一覧表⑬～⑮）

ア 県職員及び県職員以外の公務員の氏名

本件の研修会等に関する支出は、虚弱児施設全国大会、民生部部局研修、九州園芸進行協議会、公共土木工事の経費積算講習会等の参加費、負担金、懇談会費、資料費、受講費等であるところ（乙2、3、被告準備書面(2)別表）、これらの研修会等はいずれも職務との何らかの関連性があるものと推認されるから、県職員又はそれ以外の公務員のこれらに関する情報は、公務の遂行に関するものであって、私事性のあるものとはいえない。よって、本件条例9条1号には該当しない。

イ 民間人の氏名等

本件の研修会費に係る文書に民間人の情報が記載されているのは、研修会等の会費の授受等に関わった人物又は民間による研修会等の主催者側の人物等として記載されているものと認められる（被告準備書面(2)別表）。前記のとおり、民間人の行為であっても法人等の行為そのものと評価される行為に当たるときは本件条例9条1号には該当しないが、そうでない場合は同号に該当するというべきである。

(6) 新聞・書籍代について（分類一覧表⑯）

ア 県職員の氏名等

本件の新聞代は、全国紙等一般紙の購読料ではなく、政党機関誌的性質を有する新聞等の購読料、広告料等に関するものである（乙3、被告準備書面(2)）。県職員が公金である雑賦金を用いて所属部内の閲覧用等のために新聞・書籍を購読、購入するなどしたものと考えられることからすると、その情報は県職員の職務の遂行に関するもので、私事に関するものであるとはいえない。よって、本件条例9条1号には該当しない。

イ 県職員以外の公務員の氏名等

上記のような本件の新聞代、書籍代の内容及び乙3によれば、県職員以外の公務員は、新聞、書籍の発行者側の人物又はその政党主催の演説会の演説者等として記載されているものと考えられるところ（乙3、被

告準備書面(2)別表), その公務員(議員)が新聞発行, 被告への納品等を行い, 又は演説等を行うことは, いずれもその職務の遂行に関するもので, 私事に関するものとはいえない。そうすると, これに反する証拠がない本件においては, 県職員以外の公務員に関する情報は本件条例9条1号には該当しないというべきである。

ウ 民間人の氏名等

新聞・書籍代に関する文書における民間人の氏名は, その代金受領者側の人物として記載されているものと認められるところ(乙3), そのような行為については, 前記旅費, 研修会費に関する民間人と同様に考えることができる。したがって, 新聞・書籍代に関する民間人の情報は, 法人等の行為そのものと評価される行為に当たる場合は本件条例9条1号に該当せず, そうでない場合は同号に該当する。

(7) 親睦スポーツ大会について(分類一覧表⑰)

ア 県職員, 県職員以外の公務員の氏名等

県職員, 県職員以外の公務員の氏名等は, 親睦スポーツ大会の参加者, 主催者, 賞品提供者等として記載されていると認められるところ(乙3, 被告準備書面(2)別表), 同大会は被告職場内や関係公務員との人間関係の円滑化や, 業務の円滑な遂行を目的に行われたものであること, 公金(雑賦金)が支出されたものであることなどからすると, 同大会への参加, 主催, 賞品提供等に関する公務員の情報は, 職務の遂行に関するものといえ, その公務員個人の私事に関するものとはいえない。よって, 本件条例9条1号には該当しない。

イ 民間人の氏名等

親睦スポーツ大会に関する文書の民間人の情報としては, 参加者, 賞品提供者等として記載されていることが認められる(乙3, 被告準備書面(2)別表)。そうすると, 民間人の情報は, 法人等の行為そのものと評

働される行為に当たる場合（例えば、法人等が営業として商品提供者となる場合など）は本件条例 9 条 1 号に該当せず、そうでない場合は同号に該当するというべきである。

(8) 庶務関係について（分類一覧表⑱～㉔）

ア 県職員、県職員以外の公務員の氏名等

(ア) 遺児育英資金趣意書（㉑）

庶務関係支出に関する文書のうち、遺児育英資金趣意書については、県職員の遺児のための育英資金を募集する趣旨、故人の経歴や家族の状況等が記載されていると認められるところ（乙 3、被告準備書面(2)別表）、故人である公務員の経歴や家族の状況等は、その公務員個人の私事に関する情報であるから、その公務員を識別できる氏名等の情報部分は本件条例 9 条 1 号に該当するというべきであるが、それ以外の部分（育英資金の募集を求める旨を記載した部分等）はこれに該当しないというべきである。

(イ) 遺児育英資金趣意書以外

賃金支出伺い書等の賃金関係書類には、日々雇用職員及び同文書の作成者等が記載されていると認められる（乙 3）。また、回覧用紙は、被告職場内で業務に関係して回覧されたもの、送り状、通知文は、県職員が業務に関連してその関係者等にあてて作成したもの、物品代関係書類は、県職員が業務過程で必要な物品を購入したことに関する書類であることが認められる（乙 3）。そうすると、それらの文書の公務員（日々雇用職員を含む。）の情報は、送り状等の送付先等とされた場合も含め、その職務の遂行に関するもので、公務員個人の私事に関するものとはいえない。。

以上によれば、庶務関係文書のうち、遺児育英会資金趣意書の一部以外の公務員の氏名等については、本件条例 9 条 1 号に該当しない。

イ 民間人の情報

庶務関係文書に民間人の氏名が記載されているのはいかなる場合か、本件全証拠によっても明らかではないが、物品代金関係書類等に記載された民間人の情報が法人等の行為そのものと評価される行為に該当する場合は本件条例9条1号には該当しないが、そうでない場合は、本件条例9条1号に該当するというべきである。

(9) その他について（分類一覧表⑳～㉓）

ア 県職員の情報，県職員以外の公務員の情報

その他に関する文書は、支出の目的、用途は特定し得ないが、各支出の用途は前記(1)ないし(8)と同様のもの又はこれに類するものであったと認められる（乙2P18，19）。また、土地登記料関係書類は、被告が行う用地買収交渉に関し土地所有者との間の交渉経緯等を記載した書類であり（乙3，被告準備書面(2)別表），預金通帳は県職員による雑賦金の管理のために用いられたものと認められる（乙3，被告準備書面(2)別表）。そうすると、これらの文書は、いずれも被告職員が業務の一環ないしその付随事務に関し作成していたものといえるから、県職員又は県職員以外の公務員の情報、預金通帳における口座番号、口座名義を含めて、その職務の遂行に関するもので、私事に関するものではなく、本件条例9条1号には該当しないというべきである。

イ 民間人の情報

(ア) 請求書，領収書

その他に関する請求書、領収書については、上記のようにその用途が(1)ないし(8)ないしこれに類するものと考えられる以外には特定し得ないが、そのような用途に関して、一般に請求書、領収書等が作成されるのは旅費、研修会等、新聞・書籍代等に関するものが多いと考えられる。そうすると、これらの場合については、前記(4)、(5)、(6)のよ

うに、少なくとも法人等の行為そのものと評価される行為に当たる場合には1号に該当しないのであるから、その他に関する請求書・領収書についても、同様に解すべきである。よって、請求書、領収書は、法人等の行為そのものと評価される行為に当たる場合は本件条例9条1号に該当せず、そうでない場合はこれに該当する。

(イ) 封筒、メモ等

その他に関する封筒、メモ等は雑多であって、支出の用途や記載の目的等をうかがうことすら困難なものも少なくない(乙3, 4)。これら封筒、メモ等に記載された民間人の情報は、法人等の行為そのものと評価される行為に当たる場合は本件条例9条1号に該当せず、そうでない場合はこれに該当する。

(ウ) 土地登記料関係書類、診療報酬明細書(分類一覧表⑳, ㉑)

土地登記料関係書類に記載された民間人の氏名(乙3, 被告準備書面(2)別表)は本件条例9条1号に該当する。診療報酬明細書(同p37)の記載も、個人の心身の状況、健康状態に関する情報であって、本件条例9条1号に該当する。

3 本件条例9条2号の解釈等

本件条例9条2号は、法人等の自由な経済活動その他の正当な活動を保障する観点から、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを非開示情報としていると解されるところ、同号は1号と異なり正当な利益の侵害が非開示の積極的要件とされていることなどにかんがみると、本件条例9条2号に該当するためには、開示により当該法人等の正当な利益が害される抽象的可能性があるのみでは足りず、相当程度の蓋然性が認められることが必要であると解すべきである。

4 本件条例9条2号の該当性について

(1) 被告が本件メモ類部分開示決定において非開示とした情報のうち、原告が

本訴で開示請求の対象としているのは、法人等の団体名（印影を含む。）、所在地・住所、電話番号、代表者名、口座番号、口座名義（債権者たる法人等については、口座番号、口座名義を除く）である。

このうち、債権者以外に関し口座番号、口座名義が記載されている場合があるか否か明らかでないが、口座番号、口座名義は、一般に法人等が秘密に管理しているものということまではできず、また、その記載は当該法人等が被告に対して任意に振込用紙等に記載したものと考えられ、当該法人において相手方が被告であるからこそ特別に口座番号等を開示したなどの特段の事情があるとも認められない。そうすると、法人等の口座番号、口座名義についての情報は、これを開示すると当該法人等の正当な利益が害される相当程度の蓋然性があるとはいえないので、本件条例9条2号には該当しないというべきである（最高裁平成11年（行ヒ）第50号同14年9月12日第一小法廷判決・判例時報1804号21頁参照）。

その他の各情報については、これを開示することによって当該法人等の競争上の利益その他の正当な利益を害する相当の蓋然性を認めるに足りる証拠はないから、本件条例9条2号に該当しないというべきである。

ところで、被告は、法人等の情報が記載された文書全般について、当該法人等は被告の不適正支出に関与していないのに、その情報を開示すると、これに積極的に関与したとの誤解、憶測を与え、当該法人の競争上の地位その他の正当な利益が害される旨主張し、懇談会等、負担金、研修会、新聞購読料等については個別に誤解、憶測による当該法人等の利益侵害がある旨主張している。

しかしながら、本件においては、雑賦金（いわゆる裏金）の管理、支出を行っていたのが被告であることは既に広く知られていることにかんがみると、法人等の情報が記載された文書が開示されたとしても、当該法人等が不適正支出に積極的に関与したとの誤解・憶測が生じて、その名誉侵害・信用低下

等が生じ、その競争上の地位その他正当な利益が害される相当の蓋然性があるとはいえない。

(2) 以上によれば、本件メモ類の法人等の情報は、いずれも本件条例9条2号に該当しない。

5 本件条例9条5号該当性の追加主張の可否について

原告は、前訴の経緯等から、知事は本件開示処分の際に本件条例9条5号該当性を主張することが可能であったのだから、本件訴訟でこれを追加主張することは信義側上許されない旨主張する。

そこで検討するに、本件条例7条3項は、非開示決定をする際にはその内容を書面により通知すべきものとしているが、その趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してそのし意を抑制するとともに、開示請求者に不服申立ての便宜を与えることを目的としていると解される所、この趣旨は非開示決定の際に明らかな非開示事由を通知すればひとまずは達せられると考えられること、また、非開示事由の該当性を判断するには個別的、評価的検討を要することが多く、時間的制約もある非開示決定の時点において実施機関がすべての非開示事由該当性を判断するのは困難な場合もありうることなどにかんがみると、原告の主張する前訴の経緯等を考慮したとしても、被告が本件訴訟において本件条例9条5号該当性を追加主張することが本件条例の趣旨に反し、あるいは信義側に違反するものとはいえない。

6 本件条例9条5号該当性について

(1) 本件において本件条例9条5号該当性が主張されているのは、慶弔等、負担金、土地登記料関係書類、診療報酬明細書に記載された法人の名称等、県職員以外の公務員、民間人の氏名等である。

これらの各文書は、被告の交際事務（慶弔等、負担金）、用地買収事務（土地登記料関係書類）又は被告職員が起こした交通事故の示談交渉事務（診療報酬明細書）に関して作成された文書と認められ、これらの事務は本

件条例 9 条 5 号にいう「県の機関…の事務事業」に該当するといえることができる。

- (2) そして、これらの情報が本件条例 9 条 5 号に該当するか否かは、開示すると当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるものか否か、又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、その円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否かによって決定されることになる。そこで、まず、交際事務に関する文書について検討するに、交際事務一般の性質からすれば、相手方の氏名等の公表、披露が当然予定されているような場合等は別として、相手方を識別し得るような文書の公開によって相手方の氏名等や支出金額が明らかにされることになれば、一般に、交際費の支出の要否、内容等は、相手方とのかかわり等をしんしゃくして個別に決定されるという性質を有するものであることから、不満や不快の念を抱く者が出るのが容易に予想される。そのような事態は、交際の相手方との間の信頼関係あるいは友好関係を損なうおそれがあり、交際それ自体の目的に反し、ひいては交際事務の目的を達成することができなくなるおそれがあるというべきである。

本件の慶弔等及び負担金については、その性質上、相手方との関わり等をしんしゃくして支出の要否や金額が個別に決定されるものであり、具体的な金額等が不特定のものに知られうる状態で行われたことは認められない。そうすると、県職員、県職員以外の公務員、民間人、団体等を相手方とする慶弔費及び負担金の支出に係る文書のうち当該相手方の情報は、本件条例 9 条 5 号に該当する。

- (3) 土地登記料関係書類及び診療報酬明細書（分類一覧表⑳，㉑）について検討するに、土地登記料関係書類は、前記のとおり被告が行う用地買収交渉に関し土地所有者（民間人）との交渉で代替土地の登記費用の支出が必要となった経緯等を記載した書類等であると認められるところ、この交渉事務は、



被告と相手方との間において個別的に、私事情等を交えて行われていたものと考えられる。そうすると、これらの交渉事務は、相手方及び内容が不特定の者に知られ得る性質のものであるとはいえず、土地所有者（民間人）の氏名等開示されることによって、同人との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、その円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるから、本件条例9条5号に該当するというべきである。これに対し、交渉事務に関与した公務員の氏名等は、これを開示しても交渉事務に著しい支障を生ずるおそれはないから、同号に該当しないというべきである。

次に、診療報酬明細書は、被告の職員が起こした交通事故に関し、事故の相手方との示談交渉の際の資料として提出を受けたもの等であると認められるところ、このような示談交渉において取得した傷病名、治療内容等を記載した診療報酬明細書は、適正な示談を行う上で重要な客観的資料であり、示談交渉において通常提出される文書であることなどにかんがみると、これが開示されたとしても、当該示談交渉の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるとか、又は当該示談交渉に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、その円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるとはいえない。そうすると、本件条例9条5号に該当するとはいえない。

7 本件本件補助簿の存否について

前提事実に加え、証拠（乙2、15ないし19）及び弁論の全趣旨によれば、本件補助簿は、被告職員らが出張内容等を記載し、これを旅行命令簿に転記する目的で、被告の一部の部署で作成されていたこと（乙15、19）、本件当時、被告において旅行命令簿の作成、旅費支出の手続等について記録の整備が不十分であり、本件調査委員会の調査は、被告職員に対し旅行命令内容を自己点検させる方法で行われ、本件補助簿はその点検や点検結果吟味の一手段として使用されたにとどまり、同調査において、本件補助簿のすべてが提出され保

全されたことはなかったこと（乙2）、前訴当時、被告においては、本件補助簿は各部署の手控え的なものであって公文書に該当しないと考えられ、各部署からの提出を求めることはなかったこと（乙18）、前訴上告審判決言渡し直前の平成16年11月ころ、被告が行った各部署に対する調査では、いずれの部署も、本件補助簿は保管していない旨回答したこと（乙16、17）などの事実を認めることができる。これらによれば、本件補助簿の非開示決定当時及び現在において、被告は本件補助簿を保管していないとする陳述書（乙18、19）は信用性が認められる。

よって、原告の請求のうち、本件補助簿の非開示決定の取消しを求める部分は理由がない。

第4 結論

以上のとおりであるから、本件非開示処分のうち、別紙文書目録三の部分を非公開とする部分は違法であり、その余は適法である。

よって、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 岸和田 羊 一

裁判官 関川 亮 介

裁判官 石川千咲は、差し支えのため、署名押印できない。

裁判長裁判官 . 岸和田 羊 一

(別紙)

文 書 目 録

一 開示請求文書

1 本件補助簿

旅費問題調査委員会の調査対象となった知事部局の本庁各課・出先機関，事務局ごとの旅行（平成6年4月から平成8年9月まで）に関し作成されたいわゆる「補助簿」（ただし，県において保全したもの）

2 本件メモ類

旅費問題調査委員会の調査対象となった知事部局の本庁各課・出先機関，事務局ごとの旅行（平成6年4月から平成8年9月まで）に関し作成された旅費等の不正支出金（いわゆる雑賦金）を管理する預貯金通帳，メモ・ノート並びに不正支出金の使途に関する領収書，振込依頼書等の一切の資料（ただし，県において保全したもの）

二 本件取消請求文書

1 文書目録一1記載の文書（本件補助簿）についての平成17年1月5日付け非開示決定処分のうち，下記①ないし③の部分を除く一切の部分

2 文書目録一2記載の文書（本件メモ類）についての平成17年1月5日付け非開示決定処分のうち，下記①ないし③の部分を除く一切の部分

記

- ① 懇談会に出席した者，欠席した者が国又は地方公共団体の公務員以外の者であった場合に，その者に関する情報が記載されている部分
- ② 公務員についての住所，休暇に関する情報が記載されている部分
- ③ 債権者の口座番号，口座名義

三 本件取消部分

文書目録二（本件取消請求文書）2のうち、

- (1) 慶弔等の支出に関する文書（香典関係、祝儀関係、中元・歳暮関係、餞別関係、寸志関係、見舞関係、土産関係）に記載された、県職員の職名、氏名、印影、電話番号、口座番号（ただし、支出の相手方として記載されている部分を除く。）
- (2) 負担金の支出に関する文書（議員後援会等関係）に記載された、県職員の職名、氏名、印影、電話番号、口座番号の部分
- (3) 懇談会等の支出に関する文書（懇談会等関係）、旅費の支出に関する文書（旅費関係、宿泊代関係、高速代・タクシー代関係）、研修会等の支出に関する文書（研修会関係、会議関係、講習会関係）、新聞・書籍代の支出に関する文書、親睦スポーツ大会の支出に関する文書（親睦スポーツ大会関係）、その他の支出に関する文書（請求書・領収書、封筒、メモ等、土地登記料関係書類、預金通帳）に記載された、県職員及び県職員以外の公務員の職名（所属）、氏名、印影、電話番号、口座番号の部分

懇談会等の支出に関する文書（懇談会等関係）、旅費の支出に関する文書（旅費関係、宿泊代関係、高速代・タクシー代関係）、研修会等の支出に関する文書（研修会関係、会議関係、講習会関係）、新聞・書籍代の支出に関する文書、親睦スポーツ大会の支出に関する文書（親睦スポーツ大会関係）、その他の支出に関する文書（請求書・領収書、封筒、メモ等）に記載された、法人等の行為そのものと評価される行為（法人その他の団体を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行う行為）に関して記載された法人その他の団体の名称、印影、電話番号、口座番号、口座名義及び代表者等の職名、氏名、印影、電話番号、口座番号の部分
- (4) 庶務関係の支出に関する文書のうち、遺児育英資金趣意書に記載された県職員（故人）の氏名、経歴、家族の状況等当該故人を識別できる情報を除いた部

分（資金募集の趣旨等）

庶務関係の支出に関する遺児育英資金趣意書以外の文書（貸金関係、回覧用紙、送り状、通知文等、物品代関係）に記載された、県職員及び県職員以外の公務員の職名（所属）、氏名、印影、電話番号、口座番号の部分

庶務関係の支出に関する遺児育英資金趣意書以外の文書（貸金関係、回覧用紙、送り状、通知文等、物品代関係）に記載された、法人等の行為そのものと評価される行為（法人その他の団体を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行う行為）に関して記載された法人・団体の名称、印影、電話番号、口座番号、口座名義及び代表者等の職名、氏名、印影、電話番号、口座番号の部分

以上

(別紙)

本件メモ類の分類一覧表

<本件条例9条1号該当性主張(被告)>

※氏名には、印影を含む。

※住所・電話番号から氏名が分かる場合には、住所・電話番号も非開示としている。

1 公務員

非開示となった情報	支出の種類	情報が記載された文書の種類		
(1) 県職員の職・氏名 口座番号	慶弔等	香典(初盆参り)関係書類	①	
		祝儀関係書類	②	
		中元・歳暮関係書類	③	
		餞別関係書類	④	
		寸志関係書類	⑤	
		見舞関係書類	⑥	
		土産関係書類	⑦	
		懇談会等	懇談会等関係書類	⑧
		負担金	議員後援会等関係書類	⑨
		旅費	旅費関係書類	⑩
			宿泊代関係書類	⑪
			高速代・タクシー代関係書類	⑫
			研修会等	研修会関係書類
			会議関係書類	⑭
			講習会関係書類	⑮
		新聞・書籍代		⑯
		親睦スポーツ大会	親睦スポーツ大会関係書類	⑰
		庶務関係	賃金関係書類	⑱
			回覧用紙	⑲
			送り状、通知文等	⑳
			遺児育英資金趣意書	㉑
		(内容が個人情報に当たる場合趣意書全部)		
		物品代関係書類	㉒	
	その他	請求書・領収書	㉓	
		(分類できないもの)		
		封筒、メモ等	㉔	
土地登記料関係書類等		㉕		
	預金通帳	㉖		

(※慶弔等の場合、県職員が受け取る(もらう)場合と県職員が持参する(支出する)場合とがあるが、「記載された」という表記は、この2つの場合を含む。)

非開示となった情報	支出の種類	情報が記載された文書の種類
(2) 県職員以外の公務員 の職・氏名	慶弔等	香典（初盆参り）関係書類 ①
		祝儀関係書類 ②
		中元・歳暮関係書類 ③
		餞別関係書類 ④
		寸志関係書類 ⑤
		見舞関係書類 ⑥
		土産関係書類 ⑦
	懇談会等 負担金 旅費	懇談会等関係書類 ⑧
		議員後援会等関係書類 ⑨
		旅費関係書類 ⑩
	研修会等	宿泊代関係書類 ⑪
		高速代・タクシー代関係書類 ⑫
		研修会関係書類 ⑬
		会議関係書類 ⑭
	新聞・書籍代	講習会関係書類 ⑮
		⑯
	親睦スポーツ大会 庶務関係	親睦スポーツ大会関係書類 ⑰
		賃金関係書類 ⑱
	その他	回覧用紙 ⑲
		送り状、通知文等 ⑳
		遺児育英資金趣意書 ㉑
		(内容が個人情報に当たる場合趣意書 全部)
		物品代関係書類 ㉒
		請求書・領収書 ㉓
(分類できないもの)		
封筒、メモ等 ㉔		

(※所属から氏名が分かる場合には、所属も非開示としている。)

2 民間人

非開示となった情報	支出の類型	情報が記載された文書の種類	
民間人職・氏名	慶弔等	香典（初盆参り）関係書類	①
傷病名等		祝儀関係書類	②
私信		中元・歳暮関係書類	③
		餞別関係書類	④
		寸志関係書類	⑤
		見舞関係書類	⑥
		土産関係書類	⑦
	懇談会等	懇談会等関係書類	⑧
	負担金	議員後援会等関係書類	⑨
	旅費	旅費関係書類	⑩
		宿泊代関係書類	⑪
		高速代・タクシー代関係書類	⑫
	研修会等	研修会関係書類	⑬
		会議関係書類	⑭
		講習会関係書類	⑮
	新聞・書籍代		⑯
	親睦スポーツ大会	親睦スポーツ大会関係書類	⑰
	庶務関係	賃金関係書類	⑱
		回覧用紙	⑲
		送り状、通知文等	⑳
		遺児育英資金趣意書	㉑
		(内容が個人情報に当たる場合趣意書全部)	
		物品代関係書類	㉒
	その他	請求書・領収書	㉓
		(分類できないもの)	
		封筒、メモ等	㉔
		土地登記料関係書類等	㉕
		診療報酬明細書	㉖

<本件条例9条2号該当性主張（被告）>

※団体名には印影を含む。

※住所・電話番号から団体名が分かる場合には、住所・電話番号も非開示としている。

※代表者名から団体名が分かる場合には、代表者名も非開示としている。

非開示となった情報	支出の種類	情報が記載された文書の種類		
団体名 (議員後援会、 政党名・会派名等、 研修会等名) (単なる商行為 の場合を除く。) 口座番号 口座名義	慶弔等	香典（初盆参り）関係書類	①	
		祝儀関係書類	②	
		中元・歳暮関係書類	③	
		餞別関係書類	④	
		寸志関係書類	⑤	
		見舞関係書類	⑥	
		土産関係書類	⑦	
		懇談会等	懇談会等関係書類	⑧
			議員後援会等関係書類	⑨
			旅費関係書類	⑩
			宿泊代関係書類	⑪
			高速代・タクシー代関係書類	⑫
			研修会等	研修会関係書類
	新聞・書籍代 親睦スポーツ大会 庶務関係	会議関係書類	⑭	
		講習会関係書類	⑮	
		新聞・書籍代	⑯	
		親睦スポーツ大会	親睦スポーツ大会関係書類	⑰
		庶務関係	貸金関係書類	⑱
			回覧用紙	⑲
			送り状、通知文等	⑳
	その他		遺児育英資金趣意書 (内容が個人情報に当たる場合趣意書 全部)	㉑
			物品代関係書類	㉒
			請求書・領収書 (分類できないもの)	㉓
			封筒、メモ等	㉔

<本件条例9条5号該当性主張>

※団体名には印影を含む。

※住所・電話番号から氏名、団体名が分かる場合には、住所・電話番号も非開示としている。

非開示となった情報	支出の種類	情報が記載された文書の種類	
団体名	慶弔等	香典（初盆参り）関係書類	①
（議員後援会、		祝儀関係書類	②
政党名・会派等名、		中元・歳暮関係書類	③
研修会等名）		餞別関係書類	④
（単なる商行為		寸志関係書類	⑤
の場合を除く。）		見舞関係書類	⑥
口座番号		土産関係書類	⑦
口座名義	負担金	議員後援会等関係書類	⑨
公務員の職・氏名	その他	土地登記関係書類等	⑳
民間人職・氏名		診療報酬明細書	㉑

これは正本である。

平成19年6月26日

福岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 徳 島 和

